



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第8回 相続放棄について

以前に「やさしい法律講座」で「相続放棄」について取り上げましたが、相続放棄に関する相談事例が多いことから、今回は、寄せられた相談事例をもとに、より詳しく相続放棄について説明していきたいと思います。

「相続放棄」とは？

被相続人（亡くなった人）の財産・債務をすべて引き継がないことです。例えば、被相続人が多額の借金を残していた場合に、借金を相続しないように、裁判所で相続放棄の手続きをとります。

Q1 亡くなった母親（被相続人）名義の預貯金を引き出して葬儀費用を支払ってしまいました。この場合も相続放棄は認められますか？

A：相続財産である預貯金を引き出して使ってしまうと相続放棄が出来なくなるのが原則です。しかし、葬儀費用のために使った事案では、相続放棄が認められた裁判例があります。ただし、使用目的が葬儀だからといって無制限に認められるものではなく、一般常識を超えた高額な葬儀費用であれば、異なる判断が出てもおかしくありません。

Q2 夫が私を受取人とする生命保険に入っていました。それ以外には借金しかなかったことから相続放棄をしようと考えていますが、相続放棄をすると私が受取人となっている生命保険金は受け取れないのでしょうか？

A：相続放棄をしても生命保険金を受け取ることができます。生命保険は保険会社との契約関係に基づいて発生する権利です。死亡したときに発生する権利であることから、遺産と混同しがちですが、保険金はあくまで受取人の固有の権利ですので、相続放棄をしても保険金を受け取れます。ただし、受取人が「被保険者」と指定されている場合は、亡くなった人の固有の財産（遺産）となってしまうため、相続放棄をしてしまうと受け取ることが出来ません。

Q3 夫が借金を残して亡くなりました。借金を引き継がないように相続放棄の手続きを取ろうと考えていますが、相続放棄をすると遺族年金も受け取れなくなるのでしょうか？

A：相続放棄をしても遺族年金を受け取ることが出来ます。遺族年金は、遺族が自らの地位に基づいて取得する固有の権利であり、相続財産ではないと考えるからです。

Q4 夫が亡くなり、相続放棄をしましたが、夫が受け取るはずの未払い年金を受け取ることが出来ますか？

A：結論としては、受け取ることが出来ます。未支給年金は被相続人が生きていたところに既に発生している権利であるため、遺産に含まれてしまい、相続放棄をすれば受け取ることが出来ないようにも思えます。しかし、国民年金法で、被相続人が支払いを受けるはずであった未支給年金を、遺族が受け取れると定められており、この法律を根拠に遺族固有の権利として受け取ることが認められます。

Q5 父は亡くなる前に入院や手術を繰り返していました。高額医療費制度により還付金が発生する見通しなのです。他方、父は、多額の借金を残していたことから相続放棄の手続きをとろうと思います。相続放棄をしても高額医療費制度を利用し、還付金を受け取ることが出来ますか？

A：相続放棄をすると受け取ることが出来ません。まず、高額医療費制度とは、公的医療保険における制度の一つであり、その月の医療費が高額となった場合に、収入状況等に応じて、一定の金額が払い戻される制度です。Q3やQ4と異なり、還付金は被相続人に支払われる遺産に組み込まれます。したがって、相続放棄をすると還付金を受け取ることができなくなります。ただし、相続人自身が被保険者や世帯主である場合など、還付金の受領者が被相続人でない場合は、相続放棄をしても受け取ることが出来ます。

- 次回も相続放棄について寄せられる相談事例をご紹介します。
- やさしい法律講座に掲載するテーマを募集しております。法律に関することで日頃疑問に思っていることや知りたいことがありましたら、事務局までお知らせください。